

一水会会則

(名称)

第一条 本会は一水会と称する。

(会員)

第二条 本会は大坂弁護士会所属弁護士の有志をもって組織する。

(目的ならびに事業)

第三条 本会は会員の親睦を厚うし知識を交換し、併せて大坂弁護士会の発展と運営に寄与することを目的とし、右目的を達成するのに必要な事業を行う。

(入会)

第四条 本会への入会は会員の紹介により幹事会でこれをきめる。

(会費)

第五条 会員は総会で定める会費を納める。満七五才以上の会員は、前項の会費を納めることを要しない。(平成七年五月一九日改定)

(幹事長・副幹事長・幹事・評議員)

第六条 本会に

- (一) 幹事長 一名
 - (二) 副幹事長 五名
 - (三) 幹事 三〇名以上
 - (四) 評議員 二〇名以上
- をおく。

(幹事会の構成)

第七条 幹事会は幹事長、副幹事長および幹事をもって構成する。

(幹事長の選任および任期)

第八条 幹事長は前年度の秋季定時総会において選任し、その任期は四月一日から一ヶ年間とする。ただし、重任を妨げない。

(副幹事長の選任および任期)

第九条 幹事長は、選任された後すみやかに評議員会の意見をきいて副幹事長五名を選任する。この選任は三月の定時総会の承認を得なければならない。

副幹事長の任期は幹事長と同一とする。ただし、重任を妨げない。

(幹事の選任および任期)

第十条 幹事は三月の定期総会において選任する。その任期は四月一日から二ヶ年とし、一年毎にその半数を改選する。ただし、重任を妨げない。

(評議員の選任および任期等)

第十一条 評議員は幹事会の決議にもとづき幹事長が選任し、その任期は四月一日から一ヶ年とする。

評議員は評議員会を構成し、評議員会は議長一名および副議長一名を互選する。

評議員会は必要の都度議長が招集し、重要な事項について建議を行い、あるいは幹事長の求めにより意見を述べる。

(各種委員の選任および任期)

第十二条 本会は総会の決議により各種の委員をおくことができる。各種委員の選任及び任期は総会の決議による。

各種委員はそれぞれの委員会を構成し、委員会は委員長一名および副委員長若干名を互選する。

(若手会)

第十二条の二

本会に若手会を置く。

若手会は、本会会員のうち、法曹資格取得後十年以下の者をもって組織する。

若手会の運営等は、若手会の定めるところによる。

(幹事長・副幹事長および幹事の職務の範囲)

第十三条 幹事長は総会および幹事会の決議に従って会務を総括し、かつ本会を代表する。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、あらかじめ幹事長の定めた順序に従いその職務を代行する。

副幹事長は総務・会計・広報の各事務をそれぞれ分掌する。

幹事は総会および幹事会の決議に従い会務を執行する。

(総会および幹事会)

第十四条 定時総会は毎年春季(四月または五月)、秋季(十一月または十二月)および三月の三回、臨時総会は必要の都度幹事長が招集する。

幹事会は必要の都度幹事長が招集する。

幹事長は総会および幹事会の議長となる。

(総会等における議決方法)

第十五条 総会・幹事会・その他の委員会における決議は出席者の無記名投票によるものとし、その多数によって決する。ただし、出席者過半数の賛成を得た場合にはその賛成を得た方法によることができる。

(会計)

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る。

幹事長は毎年春季定時総会において経過年度の会計報告をし、その承認を求めなければならない。

附則(平成十五年十一月二十一日)

第六条及び第九条の改正規定は、平成十五年十一月二十一日より施行する。

附則(平成十八年四月一日)

第十二条の二は、平成十八年四月一日より施行する。